

12. 創業支援資金

(1) 融資の種類及び対象

創業等支援融資	優れた事業計画に基づいて創業する創業者で、次のいずれかに該当するもの。 ①事業を営んでいない個人で、1月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの ②事業を営んでいない個人で、2月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの ③中小企業者である会社が新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの ④上記①～③の創業等を行った後5年を経過しないもの ⑤その他、制度要綱で定めるもの
再挑戦支援融資	事業を廃止した者又は会社解散時に役員であった者で、当該事業廃止又は解散から5年を経過しておらず、次のいずれかに該当するもの。 ①事業を営んでいない個人で、1月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの ②事業を営んでいない個人で、2月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの ③事業を営んでいない個人が事業を開始して5年を経過していないもの ④事業を営んでいない個人が設立した会社で、当該設立から5年を経過していないもの ⑤その他、制度要綱で定めるもの
経営者保証不要融資	以下のいずれかの要件に該当するもの。 ①創業予定者（事業を営んでいない個人で、2月以内に法人を設立し、事業を開始する具体的な計画がある者） ②分社化予定者（中小企業にあたる会社で事業を継続しつつ、新たに会社を設立する具体的な計画がある者） ③事業を営んでいない個人が設立した法人で、創業後5年未満の法人 ④分社化後5年未満の法人 ⑤創業後5年未満の法人成り企業

(2) 融資条件

資金名称	創業等支援融資	再挑戦支援融資	経営者保証不要融資※
資金使途	創業等又は創業等により行う事業に直接必要となる設備資金または運転資金 (なお、新会社設立のための資本金〔株式取得資金〕は、対象となりません)		
融資限度額	3,500万円		
融資期間	設備資金・運転資金 10年以内（うち据置1年以内）		
融資利率	特別利率F（7年まで 年1.60% 10年まで 年1.80%）		
保証料率	年0.35% ※大分県信用保証協会の割引後の保証料率	年0.55% ※同左	
返済方法	原則として毎月均等返済		
担保等	保証人については、必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。「経営者保証に関するガイドライン」に該当する場合、または保証料上乘せを行う場合に経営者を保証人としなければならないことができる。担保については無担保とする。		担保、保証人については不要。
申込み窓口	指定金融機関、商工会議所、商工会		指定金融機関
指定金融機関	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、商工中金、北九州銀行、伊予銀行、肥後銀行		

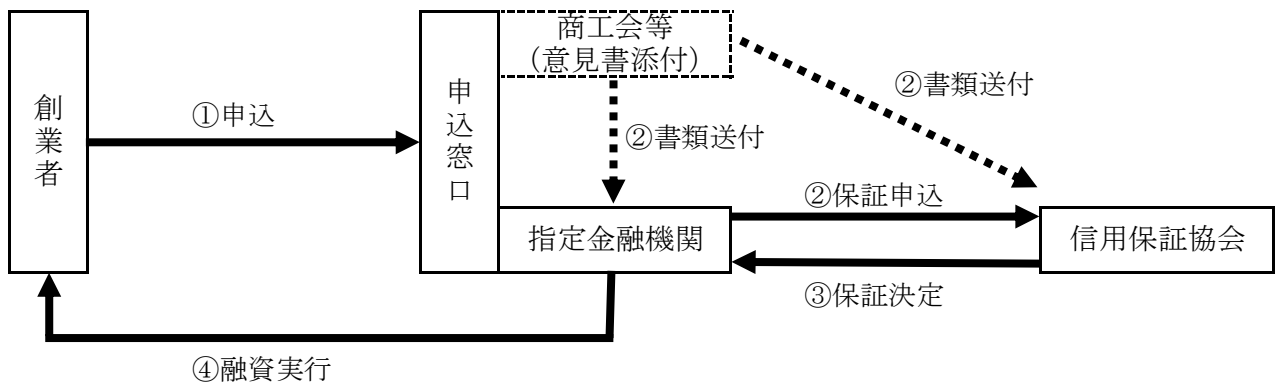
※創業予定、または税務申告1期末終了の者は創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要。

資金名称	創業等支援融資	再挑戦支援融資	経営者保証不要融資
個別必要書類	・創業計画書（様式1）※	・再挑戦計画書（様式1）※ ・協会所定の資格要件申告書 ・本件により求償権消滅保証の申込を同時に行う場合は、協会所定の経営計画書	・創業計画書（スタートアップ創出促進保証制度用）（様式7）

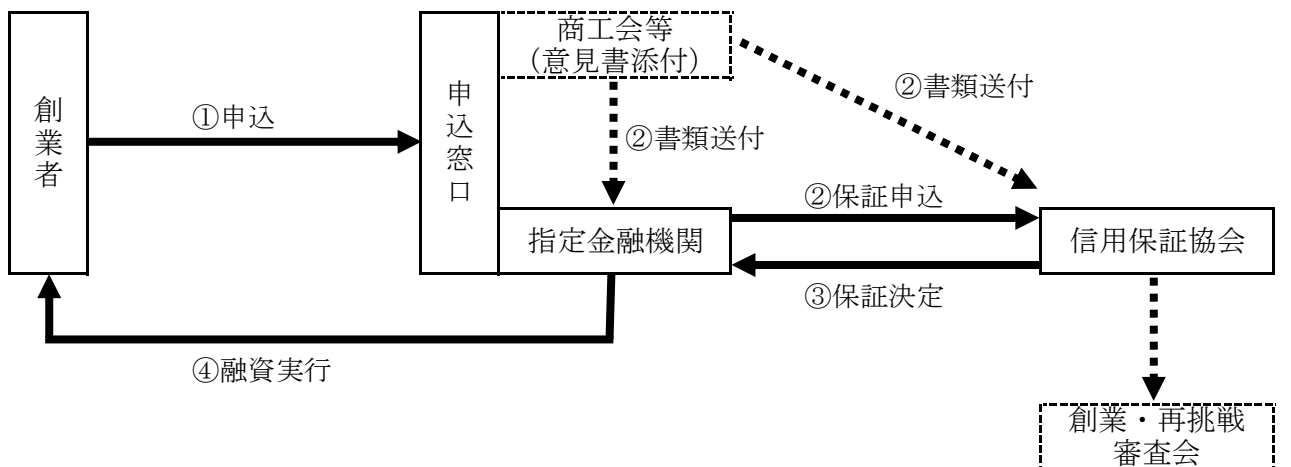
※既に創業し事業を開始している者は、様式1-2の通知書による

(3) 融資の流れ

ア) 創業等支援融資、経営者保証不要融資

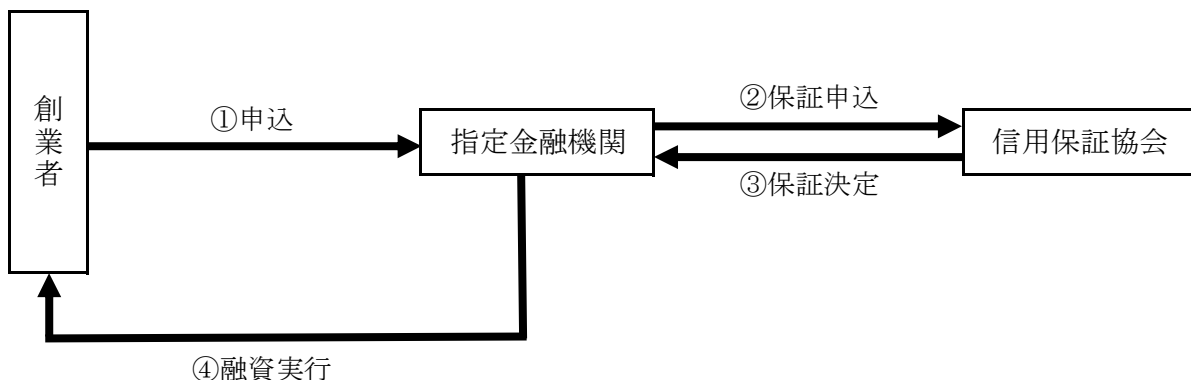


イ) 再挑戦支援融資



※求償権消滅保証の申込を同時に行う場合は、創業・再挑戦審査会に付議されます。

ウ) 経営者保証不要融資



※法人設立から3年目、5年目にガバナンス体制の整備に関するチェックシート(写し)を金融機関へ提出することが必要となります。